

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業実施要領

制定：平成 27 年 8 月 31 日付け林業第 969 号

改正：平成 27 年 12 月 8 日付け林業第 1601 号

改正：平成 29 年 4 月 27 日付け林業第 245 号

改正：平成 30 年 4 月 16 日付け林業第 407 号

改正：平成 31 年 4 月 23 日付け林業第 205 号

改正：令和 2 年 5 月 19 日付け林業第 315 号

改正：令和 3 年 3 月 29 日付け林業第 2130 号

改正：令和 4 年 7 月 6 日付け林業第 640 号

改正：令和 5 年 9 月 6 日付け林業第 1256 号

第 1 趣旨

この要領は、県産木材の利用を拡大するため、民間木造住宅の新築費用の一部の支援等により、民間住宅等の木造化を推進するとともに、自治会公民館等の木造化や公共施設等における県産木材を使用した木製品の整備、県産木材の多角的利用を図る取組等により県産木材の利用推進を図ることを目的とする。

第 2 関係法規

事業の実施については、佐賀県補助金等交付規則、佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）及び関係法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 箇年とする。

第 4 事業の内容等

事業の内容及び採択基準については、別紙 1 のとおりとする。

第 5 事業計画等の作成

- 1 市町長及び一般社団法人佐賀県木材協会代表理事会長（以下「市町長等」という。）は、別紙 1 に掲げる事業を開始する前に事業実施計画承認申請書（様式第 1 号）及び別紙 3 を事業主体毎に作成し、知事へ提出するものとする。ただし、家具・木製品開発の支援、木育活動の支援、県産木材のブランド化支援及び J A S 認証取得費用の支援については、別に定める募集要項の提案書等の提出をもって、事業実施計画書が提出されたとみなすものとする。
- 2 知事は、前項に基づき事業実施計画承認申請書の提出があった場合は、市町長等が作成する事業の実施計画について必要な指導及び調整を行うとともに、市町長等から提出された事業実施計画承認申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、その承認を行うものとする。ただし、家具・木製品開発の支援、木育活動の支援、県産木材のブランド化支援及び J A S 認証取得費用の支援については、補助事業者の決定通知をもって承認したとみなすものとする。
- 3 市町長等は、別紙 2 に掲げる事業実施計画承認申請書の重要な変更については、変更事業実施計画書（様式第 1 号の附表 1～4）を作成し、要綱第 6 条第 2 項に係る変更承認申請書に添付するもの

とする。ただし、家具・木製品開発の支援、木育活動の支援、県産木材のブランド化支援及びJAS認証取得費用の支援については、別に定める募集要項の変更提案書等を添付するものとする。

第6 補助

県は、予算の範囲内において、第4に掲げる経費に対し、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 事業実施上の手続

1 木造住宅の新築

- (1) 施主は民間住宅の木造化に係る補助を申し込む場合は、使用する木材の全体予定量及び県産木材予定量を一般社団法人佐賀県木材協会代表理事会長（以下「木材協会長」という。）に提出しなければならない。
- (2) 施主は建築完了後、使用した木材の全体量及び県産木材量並びに合法木材の証明、県産木材の証明書を木材協会長に提出しなければならない。

2 リフォーム

- (1) 施主はリフォームに係る補助を申し込む場合は、県産木材予定面積（現し）及び事業費が分かる資料を木材協会長に提出しなければならない。
- (2) 施主はリフォーム完了後、県産木材面積（現し）及び合法木材の証明並びに県産木材の証明書を木材協会長に提出しなければならない。

3 展示効果の高い施設の木質化

- (1) 建築主は展示効果の高い施設の木質化に係る補助を申し込む場合は、木材予定使用量及び県産木材予定使用量並びに事業費が分かる資料を木材協会長に提出しなければならない。
- (2) 建築物が新築される場合を除き、原則として二者以上の入札又は見積合わせにより、最低価格を採用し、請負契約等を締結しなければならない。なお、施工内容及び契約額に変更がある場合は、変更の請負契約書等を締結し、その旨、木材協会長に報告しなければならない。
- (3) 建築主は施設完成後、木材使用量及び県産木材使用量及び事業費が分かる資料、合法木材の証明及び県産木材の証明書を木材協会長に提出しなければならない。

4 木塀の整備

- (1) 施主は木塀に係る補助を申し込む場合は、県産木材予定量及び施工延長並びに事業費が分かる資料を木材協会長に提出しなければならない。
- (2) 原則として二者以上の入札又は見積合わせにより、最低価格を採用し、請負契約等を締結しなければならない。なお、施工内容及び契約額に変更がある場合は、変更の請負契約書等を締結し、その旨、木材協会長に報告しなければならない。
- (3) 施主は木塀設置完了後、県産木材量及び施工延長並びに合法木材の証明、県産木材の証明書を木材協会長に提出しなければならない。

5 県産木材PR活動

資材等の見積もりを徴収する場合は、原則として二者以上の入札又は見積合わせにより、最低価格を採用する。

6 木造公共的施設整備

- (1) 事業主体は、作成した設計書等を市町長へ提出し、設計の審査を受けなければならない。
また、使用する木材の全体予定量及び県産木材予定量も併せて市町長に提出しなければならない。
- (2) 原則として二者以上の入札又は見積合わせにより、最低価格を採用し、請負契約等を締結しな

なければならない。なお、施工内容及び契約額に変更がある場合は、変更の請負契約書等を締結し、その旨、市町長に報告しなければならない。

- (3) 事業主体は建築完了後、使用した木材の全体量及び県産木材量並びに合法木材の証明、県産木材の証明書を市町長に提出しなければならない。

7 公共施設等の木製品の導入

- (1) 原則として二者以上の入札又は見積合わせにより、最低価格を採用する。
- (2) 補助対象は、県産木材のみを使用した木製品とするが、構造及び用途上、県産木材を使用できないものについては理由書を市町長に提出しなければならない。
- (3) 事業主体は木製品の導入後、合法木材の証明、県産木材の証明書を市町長に提出しなければならない。

8 家具・木製品開発の支援

別に定める募集要項により実施するものとする。

9 木育活動の支援

別に定める募集要項により実施するものとする。

10 県産木材のブランド化支援

別に定める募集要項により実施するものとする。

11 J A S 認証取得費用の支援

別に定める募集要項により実施するものとする。

第8 事業の着手

事業の着手は、原則として補助金の交付決定の通知（以下「交付決定」という。）を受けた後に行うものとする。

ただし、木造住宅の新築、リフォーム及び展示効果の高い施設の木質化については対象外とする。

第9 事業の成工確認及び書類の審査等

- 1 木造住宅の新築、リフォーム、展示効果の高い施設の木質化、木塀の整備及び県産木材PR活動は次によるものとする。

- (1) 木材協会長は、事業主体の事業が完了したときは、書類の審査及び原則として行う現地確認等により、事業の実施内容が適正かどうか成工確認を行うものとする。
- (2) 木材協会長は、成工確認が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

ア 事業主体の完了が確認できる書類

イ 成工確認復命書等の写し

ウ 契約書、見積書、振込明細書等の写し

エ 完成写真又は活動状況写真

オ 成工確認状況写真

カ その他確認に必要な書類

- (3) 農林水産部林業課職員（以下「林業課職員」という。）は、木材協会長から請求書（概算払）及び実績報告書等が提出されたときは、書類の審査（必要に応じて現地調査）を行うものとする。

- 2 木造公共施設整備及び公共施設等の木製品の導入は次によるものとする。

- (1) 市町長は、事業主体の事業が完了したときは、書類の審査及び原則として行う現地確認等により、事業の実施内容が適正かどうか成工確認を行うものとする。また、農林事務所は、市町長から要請があった場合には、市町長が適切かつ効率的な確認が実施できるよう、市町長の確認に立

会し、指導・助言を行うものとする。

- (2) 市町長は、成工確認が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- ア 成工確認復命書等の写し
- イ 事業実施設計書（図面含む。）
- ウ 契約書、見積書、振込明細書等の写し
- エ 成工確認状況写真
- オ 完成写真
- カ その他確認に必要な書類

- (3) 農林事務所長は、実績報告書等が提出されたときは、書類の審査（必要に応じて現地調査）を行うものとする。

- 3 家具・木製開発の支援、木育活動の支援、県産木材のブランド化支援及びJ A S 認証取得費用の支援は次によるものとする。

- (1) 林業課長は、事業主体の事業が完了したときは、書類の審査及び原則として行う現地確認等により、事業の実施内容が適正かどうか成工確認を行うものとする。

- (2) 林業課長は、成工確認が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- ア 事業主体の完了が確認できる書類
- イ 成工確認復命書等の写し
- ウ 契約書、見積書、振込明細書等の写し
- エ 完成写真又は活動状況写真
- オ 成工確認状況写真
- カ その他確認に必要な書類

第10 関係書類の整備

事業主体の長は、別紙4に掲げる書類を整備しておくものとする。

第11 施設等の管理

- 1 管理主体（原則として事業主体とする。以下同じ）は、事業により設置した施設等については、事業の趣旨に即して適正に管理しなければならない。

ただし、木造公共的施設整備及び公共的施設等の木製品の導入以外の区分は対象外とする。以下同じ。

- 2 管理主体は、施設の管理状況等を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- 3 管理主体は、施設ごとに次に掲げる事項を含む管理規定を定めて適正な管理運営を行うとともに努めるものとする。

- (1) 目的
- (2) 施設の種類、構造、規模、形式、数量等
- (3) 施設の所在（設置場所）
- (4) 管理責任者
- (5) 利用者（使用者）の範囲
- (6) 利用方法（使用方法）に関する事項
- (7) 施設の保全及び償却に関する事項

(8) その他管理に必要な事項

- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1及び別表第2とし、やむを得ず耐用年数内に処分等をしようとする場合は、あらかじめ知事へ協議し、承認を得なければならない。

第12 事業看板等の設置

事業主体は、事業完了後遅滞なく、次のとおり事業看板等を設置しなければならない。

- (1) 展示効果の高い施設の木質化については、県産木材を使用した旨を施設の見やすい箇所に標示するものとする。
- (2) 木造公共的施設整備については、事業名や導入年度等を明らかにするための看板等を施設の見やすい箇所に設置するものとする。
- (3) 公共施設等の木製品の導入における学童用机・椅子以外については、県産木材を使用した旨を木製品に標示するものとする。

第13 書類の経由

この要領に基づき知事に提出する書類のうち、木造公共的施設整備及び公共的施設等の木製品の導入に係るものについては所轄農林事務所を経由して林業課へ提出することとする。

第14 補 則

この事業の実施については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年度の事業から適用する。
- 2 この要領は、平成27年12月8日から適用する。
- 3 この要領第4の別紙1の木造住宅の整備及び木造公共的施設整備の採択基準に掲げる「外装又は内装に県産木材を10㎡以上使用すること」については、平成28年度の事業から適用する。
- 4 この要領は、平成29年度から適用する。
- 5 この要領は、平成30年度から適用する。
- 6 この要領は、平成31年度から適用する。
- 7 この要領は、令和2年度から適用する。
- 8 この要領は、令和3年度から適用する。
- 9 この要領は、令和4年度から適用する。
- 10 この要領は、令和5年度から適用する。

(別紙1)

区 分	事 業 内 容	採 択 基 準
1 木造住宅の新築	木造住宅を新築する場合に経費の一部を助成	・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する住宅の建築主とする。 (1) 県内に自らまたは家族が居住するために新築する一戸建ての木造住宅であること。 (2) 構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎杭を除く）の内、土台、柱（間柱を除く。）、横架材（桁、梁類）、斜材（筋かい、火打材類）、小屋組（小屋束、棟木、母屋、垂木類）の部分の木材使用量のうち、県産木材を体積比で60%以上使用すること。かつ、内装又は外装又は内外装に県産木材を10㎡以上使用すること。 (3) 佐賀県産木材地産地消の応援団が施工又は設計する住宅であること。 (4) 使用する県産木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。 (5) 補助住宅に申し込みをした年度の12月末日までに完了する住宅であること。ただし、申し込み期限内に予定戸数に達しない場合は、追加申し込みを行う。その場合、翌年の2月末日までに完了する住宅とする。 (6) さがの木の住まいコンクールに応募する住宅であること。 (7) 県税に未納がないこと。 (8) 補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと。
2 リフォーム	住宅又は非住宅をリフォームする場合に経費の一部を助成	・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する住宅又は店舗や事務所等の非住宅のリフォームの建築主とする。 (1) 県内に自ら又は家族が居住するための住宅（賃貸を除く。）、もしくは県内にある非住宅にかかるリフォーム（改築、増築、修繕、模様替え等）であること。ただし、以下については対象としない。 ・事業費が500千円未満の工事 ・公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事 ・新築工事 ・その他の補助制度を利用する場合等で、知事が対象リフォーム工事に含めることが適当でないと認める工事及び補助金の交付に含めることが適当でないと認める費用 (2) 内装又は外装又は内外装に県産木材を現しとして20㎡以上使用すること。 (3) 佐賀県産木材地産地消の応援団が施工又は設計する住宅等であること。 (4) 使用する県産木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。 (5) 補助に申し込みをした年度の12月末日までに完了する住宅等であること。ただし、申し込み期限内に予定戸数に達しない場合は、追加申し込みを行う。その場合、翌年の2月末日までに完了する住宅等とする。 (6) 県税に未納がないこと。 (7) 補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと。
3 展示効果の高い施設の木質化	展示効果の高い施設の木質化に要する経費の一部を助成	・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する展示効果の高い施設の木質化の建築主とする。 (1) 補助事業者が佐賀県内で運営又は管理する施設であること。 (2) 国及び地方公共団体以外の者が整備する施設であって、多くの人々が利用する展示効果の高い民間施設であること。 (3) 商業施設（店舗、コンビニエンスストア等）、飲食施設、観光施設（ホテル、旅館等）、金融機関、病院、幼稚園、保育園等の施設の内装又は外装又は内外装の木質化であること。ただし、以下については対象としない。 ・事務所や倉庫、作業場など利用者が特定の者に限られる施設 ・宗教的活動又は政治的活動の用に供する施設 ・公序良俗に反する使用に供する施設 ・公共工事の施工に伴う補償費の対象となる施設 ・その他知事が対象工事に含めることが適当でないと認める施設 (4) 当該補助事業の木質化に係る総木材使用量のうち、県産木材を体積比で70%以上使用すること。 (5) 使用する県産木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。 (6) 県産木材である旨を施設に標示すること。また、県が行う県産木材利用の普及を目的とした情報発信等の取組に協力すること。 (7) 県税に未納がないこと。 (8) 施設の内装又は外装又は内外装の木質化に係る他の補助制度を利用していないこと。

(別紙1)

区 分	事 業 内 容	採 択 基 準
4 木塀の整備	民間が整備する公共建築物等に木塀を設置する場合に経費の一部を助成	・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する木塀（敷地内部が見通せない木製の囲障）の建築主とする。 (1) 県内の施設にかかる木塀であること。 (2) 国又は地方公共団体以外の者が整備する老人ホーム、保育所、公民館、病院又は診療所、図書館、工場、事務所等の施設に設置する木塀であること。 (3) 県産木材を0.04m³/m以上使用すること。 (4) 使用する県産木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。 (5) 優良木質建材等認証（AQ）1種の品質・性能を有する保存処理木材（低分子フェノール樹脂処理木材など）であること。 (6) 木塀設置に係る他の補助制度を利用していないこと。 (7) 建築基準法等関係法令の規定（防火など）に適合すること。 (8) 都市計画制度や市町の景観条例等に係る必要な手続きを実施していること。 (9) 県税に未納がないこと。
5 県産木材PR活動	県産木材を使用した住宅見学会、家の材料となる木を見（伐り）にいくツアー、SNSによる情報発信等に係る経費を助成	・佐賀県産木材地産地消の応援団に登録した大工・工務店であること。 ・PRする木造住宅等には県産木材を使用していること。
6 推進事務	区分1～5に関する広報、事業者の公募・審査、補助金の交付決定・確定審査・支払等を行うために要する経費を助成	・人件費、旅費、使用料及び賃借料、需要費、役務費、委託料、その他必要となる経費を対象とする。
7 木造公共的施設整備	自治会等が整備する公共的施設の木造化を行う場合に経費の一部を助成	・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する木造公共的施設とする。 (1) 構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎杭を除く）の内、土台、柱（間柱を除く。）、横架材（桁、梁類）、斜材（筋かい、火打材類）、小屋組（小屋束、棟木、母屋、垂木類）の部分の木材使用量のうち、県産木材を体積比で70%以上使用すること。 かつ、内装又は外装又は内外装に県産木材を10m²以上使用すること。 (2) 使用する県産木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。 (3) 補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと。
8 公共施設等の木製品の導入	公共施設等における木製品（机・椅子（教卓、戸棚、本棚、テーブル、ベンチなどの備付けの木製品）、玩具等）の導入を行う場合に経費の一部を助成	・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する木製品とする。 (1) 市町、自治会及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令第1条に掲げる施設を整備した者及びその他知事が認める者が管理する公共施設等に導入する木製品であること。 (2) 原則として県産木材のみを使用した製品であること。ただし、家具の脚部等、構造および用途上、県産木材を使用できないものについては、知事に理由書（様式は任意）を提出し認められた製品であること。 (3) 使用する県産木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。 (4) 常設し、施設利用者や生徒など多くの者が利用する製品であること。 (5) 学童用机・椅子、教卓については、県内で組み立てを行った製品であること。 (6) 補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと。
9 家具・木製品開発の支援	県産木材を利用した家具や木製品等の開発及び利用促進に係る経費の一部を助成	・補助金交付対象は県産木材を利用した家具や木製品等の開発及び利用促進に係る経費とし、別に定める募集要項に基づき提案された内容を審査し、採択するものとする。 - なお、補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと。
10 木育活動の支援	県産木材の良さやその利用意義について普及・啓発する木育活動や、木育指導者育成に要する経費の一部を助成	・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する活動とし、別に定める募集要項に基づき提案された内容を審査し、採択するものとする。 - なお、補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと。 (1) 広く一般県民を対象とした活動であること。 (2) 木材や木製品との触れ合いを通じて木材へ親しみや木の文化への理解を深め、県産木材の良さや利用の意義について学ぶ機会を創出する活動であること。もしくは、その活動を推進する木育指導者を育成する活動であること。

(別紙1)

区 分	事 業 内 容	採 択 基 準
11 県産木材のブランド化支援	県内の優良木材をブランド化し、優良材の産地化を図る取組に要する経費の一部を助成	・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する取組とし、別に定める募集要項に基づき提案された内容を審査し、採択するものとする。 なお、補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと。 (1) 県内の優良木材をブランド化し、優良材の産地化を図る取組であること。 (2) 一般流通材と差別化を図り、高付加価値化を図るため、県内の優良木材の特性を明らかにし、広く一般県民に対して優良木材をPRする取組であること。
12 J A S 認証取得費用の支援	J A S 認証の取得及び維持に係る経費の一部を助成	・補助金交付対象は次の各号のいずれかに該当する経費とし、別に定める募集要項に基づき提案された内容を審査し、採択するものとする。 なお、補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと。 (1) J A S 認証取得のために係る経費であること。 (2) J A S 認証の維持に係る経費であること。

(別紙2)

事業計画の変更を伴う事項

区 分	重要な変更
1 木造住宅の新築 2 リフォーム 3 展示効果の高い施設の木質化 4 木塀の整備 5 県産木材 P R 活動 6 推進事務 7 木造公共的施設整備 8 公共施設等の木製品の導入 9 家具・木製品開発の支援 10 木育活動の支援 11 県産木材のブランド化支援 12 J A S 認証取得費用の支援	(事業計画) ・事業の中止 ・補助金額の変更 ・その他知事が必要と認めるもの

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体、個人ではありません。

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

- 注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、法人の場合は、申請等に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。
- 2 法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により確認を行うことができる場合は、この限りでない。

(別紙4)

1 会計関係書類

(1) 金銭又は現金出納簿

(2) 収入・支出整理簿

(3) 負担金（賦課金）明細・徴収原簿

2 証拠書類

見積書、請求書、納品書、入出金伝票、領収書、借用証書等

3 契約関係書類

入札願末書、請負（委託）契約書、施工写真（成果品）、工事打合簿、合法木材証明書（県内の合法木材認定事業体が発行）、県産木材生産履歴証明書（さがの木流通管理センターが発行）、管理規程（下記参照）等

4 台帳関係

財産管理台帳

5 管理規程

1 目的

2 施設の種類、構造、規模、形式等

3 設置場所

4 管理責任者

5 利用者（使用者）の範囲

6 利用方法（使用方法）に関する事項

7 施設の保全及び償却に関する事項

8 その他管理に必要な事項

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

市 町 長 等 名

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業実施計画承認申請書

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業実施要領第 5 の 1 の規定に基づき、事業実施計画書を添えて申請します。

(様式第1号の附表1)

作成年度	年度
補助事業者名	

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業
(変更) 事業実施計画書

(様式第1号の附表2)

第2. 事業実施計画

1 区分ごとの事業費等

(単位：円)

区 分	年度				
	数 量	事 業 費	経 費 内 訳		
			補 助 金	市 町	そ の 他
1. 木造公共的施設整備	棟				
2. 公共施設等の木製品の導入	セット				
合 計	—				

(注)

1 変更の場合は変更前と変更後とが比較できるよう二段書き（変更前を上段に括弧書き、変更後を下段）で記載すること。

(様式第1号の附表3)

1 木造公共施設等整備の詳細

整備年度	施 設 名	事 業 箇 所	事業主体名	整備内容	木材使用量（㎡）				内装又は外装の県産木材 （㎡）	延床面積 （㎡）	事 業 費 （円）	経費内訳（円）			備 考
					全 体	主要構造材	うち県産木材	県産木材 使用率 （％）				補 助 金	市 町	そ の 他	
合 計															

(注)

- 1 施設毎に事業費の内訳が分かる資料（概算見積書等）を添付すること。
- 2 変更の場合は変更前と変更後とが比較できるよう二段書き（変更前を上段に括弧書き、変更後を下段）で記載すること。

2 公共施設等の木製品の導入

(単位：円)

整備年度	施 設 名	事 業 箇 所	事業主体名	整備内容	事 業 費	経費内訳			備 考
						補 助 金	市 町	そ の 他	
合 計									

(注)

- 1 整備内容については、木製品の種類を記載すること。
- 2 施設毎に事業費の内訳が分かる資料（概算見積書等）を添付すること。
- 3 変更の場合は変更前と変更後とが比較できるよう二段書き（変更前を上段に括弧書き、変更後を下段）で記載すること。

(様式第1号の附表4)

区分:

1 事業の目的(変更の理由)

--

2 事業計画の内容

(1) 実施内容

開催時期	実施内容（回数等）	備考

(2) 事業経費

名 称	補助対象経費	算出基礎	補助金	備考
合 計				

※消費税を除いた金額を補助対象経費（ただし、消費税免税業者又は簡易課税業者の場合は消費税を含む）とし、補助金額は千円未満切捨てとする。

3 添付資料

- ① 見積書等
- ② 別紙(誓約書)